

令和6年司法試験会場の公募について

令和5年8月
司法試験委員会

令和6年司法試験の試験会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

記

1 会場借用予定日

令和6年7月9日（火）から14日（日）までの6日間(同月9日は前日リハーサルのため午後からの借用予定とする。)

2 会場借用予定地

札幌市・仙台市・東京都（23区内）・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市・那覇市又はその周辺

※ 各予定地の会場ごとに応募すること。東京都については、複数の施設を公募する。
その他の予定地については、1施設のみの公募である。

3 試験会場の条件

試験会場は、会場借用予定地内に所在する施設で、次の条件を具備している施設であること。

（1） 収容（受験）可能人員

札幌市	100名程度：1会場
仙台市	190名程度：1会場
東京都	1,510名程度：1会場 700名程度：1会場
名古屋市	240名程度：1会場
大阪市	920名程度：1会場
広島市	100名程度：1会場
福岡市	210名程度：1会場
那覇市又はその周辺	40名程度：1会場

※ 東京都については、2会場で2,210名程度収容するものとする。
※ 那覇市又はその周辺については、那覇市又は那覇市に隣接する市町村とする。
※ 令和6年司法試験の出願者数については、同年4月頃、受験予定者数については、同年5月頃確定する。よって、それぞれの人数の増減に伴い、試験室の利用をキャンセルする場合があるが、その際、キャンセル料等は負担しない扱いとする。

(2) 試験室

- ・試験室は、筆記試験実施に適した設備を有し、試験監督員からの死角がない状態で、受験者を十分に監視できる環境にあること。
- ・試験実施に十分な照度（500ルクス）を有すること。
- ・カンニング等の不正行為を防止するため、座席は、前後左右の受験者と十分な距離（前後の幅65センチメートル以上）を保ち、会議用長机（横幅180センチメートル×奥行き45センチメートル×高さ70センチメートル程度）を使用する場合は、2名掛けとして使用すること。
- ・試験監督員が受験者に試験問題等を容易に配布できる広さの通路（幅75センチメートル以上）が確保されていること。
- ・空調設備、放送設備や上下フロアの物音等、試験実施の妨げとなる騒音がないこと。
- ・部屋を施錠することができ、試験期間中設営状態を保つことができること。
- ・試験会場内に、収容（受験）可能人員を満たす試験室とは別に、受験特別措置（試験時間延長等）を必要とする受験者に対応するため、複数の個室試験室が確保できること。
なお、東京都の1,510名程度の会場は最低3部屋以上、700名程度の会場は最低10部屋以上、大阪市会場は最低6部屋以上の個室試験室が試験会場内に確保できること。
- ・個室試験室は、試験室と同等の環境を有すること。

(3) 試験事務室、予備試験室及び救護室の確保

- ・試験会場内に、試験室とは別に試験事務室1室、交通遮断等による遅刻者のための予備試験室1室、看護師が常駐できる救護室1室を確保できること。
また、全室とも施錠することができること。
- ・試験事務室は、作業に十分な広さがあり、監督員がミーティング等を実施できるスペースを有すること。
- ・予備試験室は、試験実施に十分な照度（500ルクス）を有するなど試験室と同等の環境を備え、定員が20名以上、500名を超える会場については50名以上の部屋であること。
- ・救護室は、収容可能人員に応じてベッドを2ないし5床設置できる広さを有すること。

(4) 試験会場の環境

- ・試験日当日、近隣を含め適正な試験実施に影響を及ぼすような行事及び工事による騒音等がないこと。
- ・原則として、試験当日は、同一会場で他の団体が実施する試験等と競合しないこと及び同一建物内で他の団体の使用がないこと。

(5) 利用時間

午前8時頃から午後9時頃まで利用が可能であること。

受験特別措置の試験時間延長を必要とする受験者に対応するため、上記時間の前後に、利用時間の延長が可能であること。

(6) 施設設備

- ・全室冷暖房の設備を有しており、室ごとに温度管理ができること。
- ・収容可能人数に応じたトイレが設置されていること。

(7) 身体障害者への対応

原則として、車椅子を利用する者の受験が可能な施設であること（身体障害者用のトイレがあること。机が車椅子に対応していること。車椅子の利用できるエレベーターがあること。スロープがあること。）。

(8) 駐車場

原則として、駐車場（荷物搬入用を含む。）を有すること。

(9) 物品

原則として、試験実施に必要な以下の物品について、貸出しが可能であること。施設に備わっていない場合は、期間中レンタル等により準備することでも差し支えない。

ア 受験者及び試験監督員用机

- (ア) 数量 受験予定者数のおおむね 105 パーセントに当たる数（2名掛けの場合は、その半分の数）。

(イ) 仕様

- ・2名掛けとして使用する場合は、横幅 180 センチメートル程度、奥行き 45 センチメートル程度、高さ 70 センチメートル以上であること。
- ・筆記試験の使用に適しているもの。
- ・受験者用の机は、2名掛けで着席した際に、隣席の者の筆記等により生ずる振動が伝達されない程度に頑丈かつ強固であるもの。
- ・天板の破損、汚損がないもの。

イ 受験者及び試験監督員用椅子

- (ア) 数量 受験予定者数のおおむね 105 パーセントに当たる数。

(イ) 仕様

- ・筆記試験の使用に適しているもの。
- ・がたつきや傾きのないもの。

ウ ホワイトボード又は黒板（以下「ホワイトボード等」という。）

- (ア) 数量 おおむね受験予定者 50 名につき 1 台（各試験室・予備試験室につき最低 1 台）。

(イ) 仕様

- ・ホワイトボード等の板面に表示した内容が着席した受験者から確認できる程度の大きさ、高さのもの。
- ・各ホワイトボード等につき、対応する筆記具及びイレーザーを用意すること。

エ ベッド（救護室用）

- (ア) 数量 受験予定者数に応じて 2 ないし 5 床

(イ) 仕様

- ・1名用であるもの。
- ・布団及び枕が付いているもの。
- ・救護室が畳敷き等の事情により、ベッドを設置できない場合は、布団及び枕の

- みでも差し支えない。
- 才 車椅子（救護室用）
- (ア) 数量 1台
 - (イ) 仕様
 - ・急病者等を救護室等へ搬送できるもの。

(10) その他

- ・試験当日、災害等の不測の事態に対して、借用時間の延長が可能であること。
- ・冷房設備等、施設の全てのトラブルに対し、対応できる職員が試験当日に常駐していること。
- ・その他、司法試験の適正かつ円滑な実施に支障を来す事情がないこと。

4 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

5 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していない。

応募方法等について質問がある場合は、下記担当者まで電話で問合せの上、応募者については、申込書、見積書及び施設の概要が分かる資料を提出すること。なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

また、応募に当たり、施設への申請書等の提出が別途必要な場合には、下記担当者宛て連絡すること。なお、その場合であっても、会場の選定においては、応募のあった全ての会場の中から総合的な判断により選定することとし、会場として決定されなかった場合にもキャンセル料等については支払わないこととする。

〔問合せ期間〕

令和5年8月28日（月）～同年11月2日（木）
午前10時～午後6時

〔申込書等提出期日〕

令和5年11月6日（月）午後6時必着

〔問合せ・申込書等提出先〕

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房人事課司法試験係 担当：松浦、春口
電話 03-3580-4111 内線 6911

6 選考方法

応募後、必要に応じて、電話による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。

上記3に掲げる各条件を具備した施設の中から、借料、交通の利便性、個室試験室等の確保状況等を試験地ごとに総合的に判断し、司法試験を実施するに適した施設を決定する。

借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合等は選考の対象外とする場合がある。

仕様に合った施設が複数あった場合は、見積合せを実施し、交通の利便性、個室試験室等の確保状況等を総合的に判断し、選定を行う。

なお、審査結果（11月下旬頃の予定）については、応募者全員に連絡する。

以 上